

第6節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、社会経済情勢の変化等に応じて常に実情に沿ったものとするため、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

なお、修正にあたっては原則として次の手順で行うものとする。

- 1 市防災会議は関係機関の意見等を聞き、防災計画修正案を作成する。
- 2 市防災会議は、作成した防災計画の修正案について災害対策基本法第42条第3項の規定により、あらかじめ大阪府知事に協議する。
- 3 市防災会議を開催し、防災計画を審議・決定する。
- 4 災害対策基本法第42条第4項の規定に基づき、住民等にその要旨を公表する。なお、公表の手段として、市広報紙・ホームページに掲載する等により周知するものとする。